



投票に行こう!

あなたの大切な一票を必ず投票しましょう。

問 市選挙管理委員会

☎ 0748-20-2250 IP 050-5801-5600

7月11日(日)投票

◎滋賀県知事選挙

◎参議院議員通常選挙

投票できる人

満20歳以上(平成2年7月12日以前の生まれ)で、平成22年3月23日以前から引き続き東近江市に住所があり、選挙人名簿に登録されている人。なお、投票日前日(7月10日)までに県外へ転出された場合は、滋賀県知事選挙の投票はできません。県内へ転出された場合は、引き続き県内に住所を有している証明(居住証明書)があれば知事選挙も投票できます。



投票所および入場整理券

各家庭に郵送の「投票所入場整理券」に記載された場所で投票してください。入場整理券は、ひとつの封筒に家族分を同封しています。有権者が7人以上の世帯は2通に分けています。必ず開封して、中身をご確認いただき、投票所にはご自分の入場整理券を持参してください。(紛失された場合でも投票できます。)

投票時間

午前7時から午後8時までです。ただし、林業センター(第39投票所)、鈴鹿の里コミュニティセンター(第40投票所)、箕川町集会所(第41投票所)および君ヶ畑町集会所(第42投票所)は午前7時から午後7時までです。なお、開票は投票日当日の午後9時15分から湖東中学校体育館(横溝町)で行います。

投票の順・方法

◆滋賀県知事選挙

候補者名を投票します。

◆参議院議員通常選挙

投票は「選挙区」と「比例代表」の2種類です。最初に「選挙区」で候補者名を、次に「比例代表」で候補者名か政党名のどちらかを投票します。

期日前投票

投票日に仕事や旅行などで投票ができない人は、期日前投票ができます。次のいずれの期日前投票所でも投票できますが、期日前投票ができる期間が異なりますのでご注意ください。

期日前投票ができる期間	期日前投票所
6月25日(金)~7月10日(土) 午前8時30分~午後8時	市役所東庁舎 (東近江警察署向かい)
7月3日(土)~7月10日(土) 午前8時30分~午後8時	各支所(6か所)

不在者投票

◆入院中や遠隔地に滞在している場合の不在者投票
選挙管理委員会が指定する医療機関や施設などに入院または入所中の人は、施設の長(院長など)に申し出ると、その施設で不在者投票ができます。

出張などで遠隔地に滞在している場合も、本市の選挙管理委員会に投票用紙を請求していただくと、滞在地の選挙管理委員会では不在者投票ができます。投票用紙の請求は、お早めにお願います。

◆郵便による不在者投票

身体に重度の障がいがあり、身体障害者手帳または戦傷病者手帳に記載されている障がいの程度が一定の要件に該当する人、もしくは介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている人は、郵便による不在者投票ができます。事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けることが必要です。詳しくは、市選挙管理委員会へお問い合わせください。



▲家庭から集まる廃食油(今在家町自治会)

「エコ花火」や「エコ食器」を使用することで、環境に配慮したイベント運営を行います。



コトナリエでは、このほか、
「エコ花火」や「エコ食器」を使用することで、環境に配慮したイベント運営を行います。

これは、8月7日(土)から9日間、ひばり公園において開催される「コトナリエサマーフェスタ2010」の点灯に使用する発電機の燃料として利用します。

廃食油でコトナリエを
エコなイベントに



花と緑の推進賞

表彰式を開催



花と緑あふれるまちづくりに取り組まれた個人と団体を表彰する「花と緑の推進賞」の表彰式が5月30日(日)、河辺いきものの森で行われました。家庭や地域で花壇づくりや植え込みの手入れなどの活動をされた5人と11団体が表彰を受けられました(敬称略、順不同)。

■**個人** 藤川八寿子(尻無町)、和田綾子(東中野町)、森茂夫(五個荘河曲町)、小椋政子(小倉町)、福永いづみ(下中野町)

■**団体** 下羽田町春日会、大森町はこべの会、今代町老人クラブ和楽会、永源寺相谷町自治会、五個荘新堂町自治会、北花沢郷づくり委員会、池庄町自治会、種町自治会、山路町自治会、下麻生町自治会、宮川町自治会



平成22年度人権のまちづくり協議会総会が開かれ、次のとおり役員が決められました。

■**会長** 竹中忠道(八日市)
■**副会長** 岡崎嘉一(蒲生)、田中繁一(五個荘)

り役員が決められました。
(敬称略)
カッコ内は地区名

人権のまちづくり協議会の役員が決定

■**各地区の人権のまちづくり協議会長**

大澤隆蔵(平田)、島川浩(市辺)、前川利孝(玉緒)、山田幸平(御園)、込山博注(建部)、松村和實(中野)、鈴木友信(南部)、久田幸子(永源寺)、澤田康弘(愛東)、小島善雄(湖東)、居原田善嗣(能登川東)、山本均(能登川西)、小松安希子(能登川南)、田井中洋介(能登川北)

夏のイベント

八日市聖徳まつり

◆夏フェスタ

時 7月24日(土) 13:00~17:00

場 ショッピングプラザアピア 1階セントラルコート (八日市浜野町)

ダンスや手品、空手、チアリーディング、漫才などを若者が発表します。

◆江州音頭総踊り ※小雨決行、荒天時は中止

時 7月24日(土) 19:15~20:40

場 八日市駅前大通り

・総勢700人による江州音頭総踊り

問 八日市商工会議所

☎0748-22-0186 IP050-5801-3775

蒲生あかね夏祭り

時 8月1日(日) 19:00~21:00

※荒天時: 8月2日(月)

場 蒲生運動公園グラウンド

・納涼盆踊り ・フィナーレの花火大会

問 蒲生あかね夏祭り実行委員会事務局(蒲生支所内)

☎0748-55-4881 IP050-5801-4881



親子のよい歯のコンクール

最優秀賞に太田さん親子

歯の健康への意識を高めてもらおうと「東近江市親子のよい歯のコンクール」を湖東保健センターで開催しました。参加したのは、昨年度の3歳6か月児健診を受診した1,009人のうち、むし歯がなかった子どもとその親10組。むし歯の有無や歯並びなどの審査があり、最優秀賞は、太田裕美子さんと蒼一朗さん(北清水町・写真)に、優秀賞は大橋幸司さんと優美さん(種町)、瀬戸かおりさんと千歳さん(佐野町)に決まりました。



7/18(日) 家族ふれあいサundeー

高校生以下の子どもを含む家族は、「ふれあいカード」持参で、下記利用が無料です。

- 八日市大風会館 ●探検の殿堂 ●近江商人博物館 ●野口謙蔵記念館 ●ふれあい運動公園パターゴルフ場 ●蒲生緑のひろばパターゴルフ場 ●ひばり公園パークゴルフ場 ●湖東プール ●おくの運動公園軽運動室 ●能登川スポーツセンター武道館 ●ちょこっとバス

問 生涯学習課 ☎0748-24-5672 IP050-5801-5672





後期高齢者医療制度

問 保険年金課
☎ 0748-24-5631
IP 050-5801-5631

今年度の保険料額を7月中旬にお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者に、平成22年度1年間の保険料額や、お支払いの方法についてのお知らせを郵送します。



◆保険料の計算のもとになるのは

平成21年1月から12月の所得にもとづいて計算します。

◆保険料の支払方法は

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金からの引き去りにより納付していただきます。「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納期ごとにお送りする納付書または口座振替でお支払いいただけます。

入院時における病院窓口でのお支払いの減額制度

◆対象となる人

後期高齢者医療制度の被保険者で、平成22年度の住民税が世帯全員非課税の人



◆減額制度を利用するには

入院時に、医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、食事代が減額されたり、入院費にかかる窓口でのお支払いの上限が限度額までとなります。

◆手続き方法は

平成22年8月以降も継続して該当する人には、新しい被保険者証に同封して郵送します（申請手続きは不要）。

*対象の人で「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない人は、市役所保険年金課で申請してください。
持被保険者証、印鑑（認印で可）

新しい被保険者証をお送りします

～8月1日から使用できます～

●年に一度の被保険者証の更新日

新しい被保険者証は、7月中に簡易書留郵便でお送りします。今回の更新で、現在、後期高齢者医療制度に加入しておられる人全員の被保険者証が新しくなります。（8月1日以降、今までの被保険者証は使えません。）



▶ 新しい保険証
うぐいす色（薄緑色）
※二つ折りにしてご使用ください。

被保険者証詐欺にご注意ください

全国各地で、市町村などの職員を装って被保険者証をだまし取ったり、保険料の徴収と偽ってお金をだまし取るなどの事件が発生しています!!

問 廃棄物対策課
☎ 0748-24-5636
IP 050-5801-5636



このような事故が起らないように、カセットボンベ・スプレー缶は穴を開けてから出す、ライターは使い切ってから出すなど、ごみの分別と適正な排出ルールについて、ごみカレンダーまたはルールブックでご確認ください。

4月23日(金)、八日市地域で不燃ごみの収集中、ごみ収集車後部が燃える火災事故が発生しました。原因は穴の開けられていないカセットボンベ・スプレー缶、使いきられていないライターが混入していたためと思われます。幸い人身への被害はありませんでしたが、車両の爆発・火災につながり、大惨事になる可能性がありました。

危険
ごみ収集中に
火災事故が
発生しました



福祉医療費の助成制度と受給券更新

本市では、医療機関に受診の際、自己負担金の一部を助成する「福祉医療費助成制度」があります。助成を受けるには申請が必要ですので、受給要件(左表)に該当すると思われる人は、お問い合わせください。なお、所得要件により受給できない場合があります。

8月から新しい受給券に更新

現在、交付している受給券は

区分	対象者(受給要件)	所得要件
乳幼児	0歳から小学校就学前のお子さん	なし
心身障がい者	■身体障害者手帳1~4級、または療育手帳A・Bをお持ちの人 ■精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちで、かつ自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの人	あり
母子・父子家庭	18歳未満の児童を養育している母子・父子家庭の児童とその母・父など	あり
65~69歳老人	本人・配偶者・扶養義務者がともに市民税非課税の人	あり
ひとり暮らし寡婦	以前母子家庭であった母で、一年以上ひとり暮らしの状態にある人	あり

有効期限が7月末日までとなります。8月以降にご使用いただく受給券は7月下旬に対象者に郵送します。

新しい受給券が届きましたら、記載事項をご確認ください。

所得などにより受給要件に該当しない人には、受給券の交付はありません。

なお、小学校就学前のお子さんの受給券の更新は10月にあります。

問 保険年金課

☎ 0748-24-5631
IP 0501-5801-5631

『食中毒』や『O-157』にご注意!!

食中毒や腸管出血性大腸菌感染症(O-157)などが発生しやすい時期になりました。次のことに心がけ、予防しましょう。

- 食料品はできるだけ新鮮なものを選びましょう。
- 調理するときは、石けんでこまめに手を洗いましょう。
- 食器、包丁、まな板、ふきんなどは常に清潔にしましょう。
- 生ものはできるだけ避け、十分に火を通しましょう。
- 調理は手早くし、調理後は早く食べましょう。
- 排せつのお世話やおむつ交換でも感染することがあるので注意しましょう。
- 気になる症状があるときは早めに医療機関で受診しましょう。また、日頃から手洗いやうがいを励行し、感染予防を心がけましょう。



問 健康推進課

☎ 0748-24-5646 IP 050-5801-5646

将来への橋わたし

国民年金



経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合は、納付が免除または猶予される制度があります。制度には所得制限など一定の要件があり、申請して承認されることが必要です。

① 保険料の免除申請

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、保険料の全額または一部が免除されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

※一部免除(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)された人は、免除後の保険料の納付がなければ未納と同じ扱いになります。

② 若年者の納付猶予

30歳未満で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、納付が猶予されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

③ 学生の納付特例

学生で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。

※手続きは、保険年金課、各支所でお願います。詳しくはお問い合わせください。

問 保険年金課

☎ 0748-24-5631
IP 0501-5801-5631

確認していますか? 食品表示

食品選びは正しい表示の知識から

滋賀農政事務所では、食品表示の情報提供や問い合わせを受け付ける「食品表示110番」を設置しています。また、JAS法に基づく食品表示制度の説明会への講師派遣を行っています。お気軽にお問い合わせください。

問 滋賀農政事務所(食品表示110番)
☎ 077-522-4261(代表)